

【介護から自分を知る⑩】

東海社会福祉科学研究所
大北 秀雄

(3) 個別対応—認知症

⑥ 認知症の支援

認知症の支援に成年後見制度等がありますので検討する必要がありますのでその制度の概要を説明しますが、何時どのような状態になっても対応できることが必要であり、そのためにどうすれば良いのかを話し合い考えることが大切です。

自分の事は自分で守り処理することが一番でありそのためにも制度の活用をいかに行なうか、またそれに変わることが可能かを検討することも大切です。社会における制度は、知っているか知らないかで随分変わってきますので注意してください。

「成年後見制度」

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）によって判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、その方を援助する人を付けてもらう制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。法定後見制度はさらに「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分けることができます。

任意後見制度は本人の判断能力が衰える前から利用できますが、法定後見は判断能力が衰えた後でないと利用できないようになっています。

「法定後見制度」

認知症になっているお年寄りなどのために家族などが、家庭裁判所に申し立て、法定後見人を選任して財産管理を行うものです。本人の精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害）の程度によって、後見の仕方が補助、保佐、後見の3類型に分けられています。

ア 補助——判断能力が不十分な人を対象

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）によって判断能力が不十分な者を保護します。大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助をしてもらわないとできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために補助人を選任し、補助人には当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権または同意権（取消権）を与えることができます。

イ 保佐——判断能力が著しく不十分な人を対象

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）によって判断能力が

特に不十分な者を保護します。簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらわないとできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権を与えることができます。また、保佐人または本人は本人が自ら行った重要な法律行為に関しては取り消すことができます。

ウ 後見——ほとんど判断出来ない人を対象

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）によって判断能力を欠く常況にある者を保護します。大体、常に自分で判断して法律行為をすることはできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は本人の財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができます。

また、成年後見人または本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては日常行為に関するものを除いて取り消すことができます。

「任意後見制度」

ア 判断力があるうちに自分で信頼できる後見人を選び、自分が認知症になった場合の財産管理、介護の手続き等をおこなってもらう新しい後見制度です。任意後見契約は、任意後見人を誰にするか、どこまでの後見事務を委任するかは話し合いで自由に決めることができます。ただし、一身専属的な権利（たとえば、結婚、離婚、養子縁組など）については任意後見契約に盛り込むことはできません。

イ 任意後見人は、預貯金の管理、不動産の売買締結などの財産管理並びに介護・医療契約・施設入所の契約などの生活面を支援します。

ウ 任意後見人には家族がなることもできますが、弁護士や司法書士に依頼する人も増えています。複数人の後見人を立てることもできるので、専門職にチームで取り組んでもらうこともできます。

エ 任意後見制度を利用する場合は各都道府県にある弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会にお問い合わせください。また、各市町村の「権利擁護センター」「成年後見センター」、「地域包括支援センター」なども相談窓口になっています。

オ 任意後見制度での家庭裁判所の関与は、本人があらかじめ選任しておいた任意後見人を家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて監督するにとどまります。（任意後見監督人は本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をしているかチェックします）。

「財産管理委任契約」

財産管理委任契約とは、自分の財産の管理やその他の生活上の事務の全部または一部について、代理権を与える人を選んで具体的な管理内容を決めて委任するものです。任意代理契約とも呼ばれ、民法上の委任契約の規定に基づきます。

財産管理委任契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、内容も自由に定めることができます。財産管理委任契約と成年後見制度の違いは、成年後見制度は精神上の障害による判断能力の減退があった場合に利用できるものですが、財産管理契約は、そのような減退がない場合でも利用できる点です。